

# 被害者になるとは どういうことか

## 資料目次

|     |                      |     |     |
|-----|----------------------|-----|-----|
| ご挨拶 | 本田 信一郎 (主催・コーディネーター) | ・・・ | p 1 |
|     | 「全国犯罪被害者の会 (あすの会)」とは | ・・・ | p 2 |

|                         |     |     |
|-------------------------|-----|-----|
| 土師 守氏 (メインスピーカー) プロフィール | ・・・ | p 3 |
| 神戸連続児童殺傷事件経緯            |     |     |
| 「NPO法人 ひょうご被害者支援センター」とは | ・・・ | p 5 |

## パネリストのプロフィールとメッセージ

|                 |     |      |
|-----------------|-----|------|
| 北海道交通事故被害者の会の概要 | ・・・ | p 6  |
| 白倉 裕美子          | ・・・ | p 7  |
| 高石 洋子           | ・・・ | p 9  |
| 内藤 裕次           | ・・・ | p 11 |
| 前田 敏章           | ・・・ | p 13 |

## 資料篇

|       |                       |     |      |
|-------|-----------------------|-----|------|
| 資料 1  | 略年表                   | ・・・ | p 15 |
| 資料 2  | 被害者等の権利とは             |     |      |
| 資料 3  | 被害者が受ける二次、三次被害とは      |     |      |
| 資料 4  | 国連被害者人権宣言 (抜粋)        | ・・・ | p 16 |
| 資料 5  | 被害者のための正義に関するハンドブックより | ・・・ | p 17 |
| 資料 6  | 日本の主な被害者援助 (運動) の経緯   | ・・・ | p 19 |
| 資料 7  | 犯罪被害者等基本法             | ・・・ | p 22 |
| 資料 8  | 法制審議会刑事法部会での岡村勲氏の発言より | ・・・ | p 26 |
| 資料 9  | 佐藤直樹氏の論説より            |     |      |
| 資料 10 | 刑事訴訟法 (被害者参加関係部分)     | ・・・ | p 27 |

## ご挨拶

本日はご多用の中、ご来場いただき誠にありがとうございます。

私はかつて15年間ほど、東京でワイドショーのライターとして事件、事故、災害の現場でスクープを取るために走り回っていました。

その頃に必要だったのは、被害者・被災者の「声」ではなく、「涙」でした。

それは、仕事を盾にして風上に立ちながら、苦しみに喘ぐ人たちを「かわいそう」と眺めることを「常識」としていたからです。

そんな私の人生の織り目が変わったのは、「神戸連続児童殺傷事件」の取材によってもたらされたふたりの方との出会いでした。

ひとは「常磐大学」の諸澤英道教授です。

それまでの自分の「常識」が、いかに傲慢で矮小な「非常識」であったかを痛感させられる言葉の前で、ただ恥じ入るばかりでした。

例えば、「私たちは、これからの運動の取り組みを『正義を求めての戦い』と考えなければならないと思います。犯罪者の権利保護を中軸にした近代法の生成が『正義』に反するという、極めて『正常』で『常識的な』感覚を、私たちは大事にする必要があります」(2003年、「あすの会」ニューズレター第16号より抜粋)といった、信念の言葉の数々です。

そして、もうひとりが土師守さんです。

これまでずっと、人として当たり前大切なことをたくさん教わりました。

例えば、「できるだけ人には優しく接していきたい。そうすれば淳も天国で喜んでくれるのではないかと思うのです。私が人生を終えて淳のもとにいった時、胸を張って自分のやってきたことを報告できると思うのです」といった、愛ある言葉の数々です。

そして16年が過ぎ、未だ多くの被害者が真の正義を希求し、尚、優しさを取り戻す闘いを続けざるを得ない社会にあって、「変えてゆくべきものは何か」を探りたいと思います。

2013年7月6日 本田信一郎

## 「全国犯罪被害者の会（あすの会）」とは

「あす、被害者になるかも知れない人たち、新しい被害者に自分たちのような苦しみを味わって欲しくない」という思いで集った被害者による、被害者のための日本初の全国組織。被害者の様々な権利確立のための活動を行っている。

現在、3代目の代表幹事は「文京区音羽少女殺害事件」の遺族、松村恒夫氏。

1999年10月、「弁護士婦人殺害事件」「池袋通り魔事件」「大阪看護師殺人未遂事件」「山口県光市母子殺害事件」の遺族らによる設立準備委員会発足。

2000年1月23日、第一回シンポジウム「犯罪被害者は訴える」と設立総会を開き、初代表幹事に元日弁連副会長で、顧問を務める証券会社に恐喝を繰り返していた男に逆恨みされ、妻を殺害された岡村勲氏が就任（現在は顧問）

### 『設立趣意書』抜粋

「『犯罪が社会から生まれ、誰もが被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者に権利を認め、医療と生活への補償や精神的支援など被害回復のための制度を創設することは、国や社会の当然の義務である』と考えます。そして、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は被害者自身の問題ですから、支援者の方々に任せるだけでなく被害者自らも取り組まなければなりません。

それぞれの抱える苦しみを生きる力に変え、今生きている社会を公正で安心できるものにするため、心と力を尽くします。」

2003年2月より1年をかけて「被害者のための刑事司法」「公訟参加」「付帯私訴」の実現を目指し、街頭署名活動を全国で展開。557215筆を集める。

その署名が原動力となり、2004年12月、被害者の権利を明示した『犯罪被害者等基本法』が成立し、さらに、2007年6月には『被害者参加制度（公訴参加）』と『損害賠償命令制度（付帯私訴）』を盛り込んだ「改正刑事訴訟法」の成立を見るなど、「あすの会」は被害者の権利確立を画期的に進展させた。

（文責 本田）

## メインスピーカー 土師守(はせ まもる)氏のプロフィール

神戸市在住 医学博士  
「全国犯罪被害者の会(あすの会)」副代表幹事  
「NPO 法人 ひょうご被害者支援センター」監事  
自助グループ「六甲友の会」世話人  
著書「淳」(新潮社文庫)、「淳 それから」(新潮社、共著)

### 神戸連続児童殺傷事件経緯

記載はすべて「当時」

1997年(平成9年)5月27日 早朝。

神戸市須磨区内の中学校の門に、殺害され、損壊された人の体の一部が置かれているのが発見される。そこには、警察に対しての「挑戦状」が添えられており、犯人は自らの名を酒鬼薔薇聖斗 と記していた。

午前8時、兵庫県警は須磨警察署に130人体制で捜査本部を設置すると同時に、警察官300人を動員して遺体の捜索と地域の警戒にあたる。

昼前に被害者の身元が確認され、3日前の24日午後に行方不明になり、26日から公開捜査となっていた近くに住む小学6年生(11歳)の土師淳(はせじゅん)君と判明。

午後3時頃、中学校に近い丘陵(通称、タンク山)の雑木林の中にあるケーブルテレビのアンテナ施設の床下から遺体を発見。

後に、淳君は行方不明になった24日の午後には、すでにアンテナ施設の入り口付近で絞殺されていたことが判明

この5月27日午後からマスコミが土師家に殺到した。

現場取材に関わった記者らは延べ1000人を超えと思われ、この時のいわゆるメディアスクラムは、個人(一家族)が受けたものとしては最大

6月4日、「神戸新聞社」に「犯行声明文」が届く。

6月28日午後7時5分、兵庫県警は、犯行を認めた中学3年生(14歳)の男子生徒を淳君殺害容疑で逮捕、29日に神戸地検に送検。

淳君と逮捕された「少年A」の関係性について、Aは両親とふたりの弟との5人家族で、家は土師家から1キロ程しか離れていない。Aの下の弟と淳君は同級生で、しばしば淳君がAの自宅を訪ねていた(Aは小学生時代にも下級生の淳君をいじめたことがあった)淳君の兄は中学校2年生で、Aはクラブの先輩。またAの上の弟とは同級生。母親同士も顔見知りで、淳君が行方不明となり大勢の人が懸命に捜索している時に「電話番」と称して土師家を訪れたが、その呑気な振る舞いで周囲の鬨聲をかっている

逮捕後、Aは淳君殺害の前に起きていた『連続通り魔事件』もすべて自らの犯行で

あることを認め、7月9日、供述通りに凶器として使用し、捨てた「ショックハンマー（金の部分が薄いゴムで覆われたもの）」「金鎚（重さ1、5キロ）」「刃物（刃渡13センチ）」を発見。

「連続通り魔事件」とは

- ・2月10日午後4時30分頃、須磨区の路上で小学校6年生の女児ふたりが、ショックハンマーで殴られ負傷した事件。
- ・3月16日午後12時25分頃、須磨区の路上で小学校4年生の山下彩花さんが頭部を金鎚で殴られ重体となり、23日に死亡した事件。
- ・3月16日、山下さんが襲われた10分後、路上で小学校3年生の女児が腹部を刃物で刺され重傷を負った事件。

7月15日、兵庫県警は、上記の一連の事件で殺人などの疑いでAを再逮捕。

7月25日、神戸地検は、Aを家裁に送致。

8月4日、第一回審判で60日間の精神鑑定を決定。

10月2日、鑑定人（精神科医）が「鑑定書」を家裁に提出。

鑑定書の抜粋

「非行時（犯行時）現在とともに顕在性の精神病状態にはなく、意識清明であり、年齢相応の知的判断能力が存在しているものと判定する。未分化な性衝動と攻撃性との結合により持続的かつ強固なサディズムがかねて成立しており、本件非行の重要な要因となった」

「家庭における親密体験の乏しさを背景に、弟いじめと（母親からの）体罰との悪循環の下で『虐待者にして被虐待者』としての幼時を送り、争う意志、すなわち攻撃性を中心に据えた」

10月6日、第二回審判 9日、第三回審判 13日、第四回審判

10月17日、第五回審判で医療少年院に送致する保護処分を決定。

決定要旨抜粋

「少年は年齢的に人格等がなお発展途上にあるから、今後、普通の人間のような罪業感や良心が育っていく可能性がある。また、性的嗜好も通常の方へ発達改善される可能性がある」「少年の両親、特に母親との関係改善も重要である」

10月20日、Aを「関東医療少年院」（東京都府中市）に移送。

2000年11月28日「少年法の一部を改正する法律（改正少年法）」成立。

翌01年4月1日施行、改正は1948年（昭和23年）の制定以来初。その後2008年に再び改正

2003年3月、「関東医療少年院」は「関東地方更正保護委員会」にAの仮出院を申請。事件から6年10ヶ月後の2004年3月10日、仮出院。

仮出院時の法務省コメント

「矯正教育が最高段階に達したので、社会内処遇（保護観察）に移行する」  
事件から7年8ヶ月後の2005年1月1日午前0時、正式出院。

（文責 本田）

## 「NPO法人 ひょうご被害者支援センター」とは

2002年1月に設立し、2009年9月には兵庫県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける。

活動内容は、「相談（電話、面接、法律、心理）」「直接支援（危機介入ともいわれ、発生直後から被害者に寄り添うように行う支援活動）」「支援傍聴（裁判の付き添い）」「社会への啓蒙（様々な広報活動）」「未解決事件の情報提供の呼びかけ」など幅広い。

設立準備段階から被害者（土師氏と、97年8月に高校1年生の息子を集団リンチで殺害された高松由美子氏）が参画したばかりか、運営や支援員の研修を行っている支援組織は他にない。

また、事業開始と同時に、『自助グループ（被害者同士で胸のうちを語り合う集い）六甲友の会』を立ち上げて、「センター」との相互支援による活動の充実と円滑化が図られている。

現在の理事長は弁護士、副理事長は臨床心理士と精神科医、理事と監事は弁護士や被害者、そして事務局を元警察官がそれぞれ担い、支援員（ボランティア）の人数も多いことで、手厚い援助と擁護する体制を構築している。

また、2003年から定期的に全国から講師を招いてシンポジウムを行い、研鑽を重ねている。

さらに、積極的にマスコミともコミュニケーションを図っているが（六甲友の会の定例会にマスコミを招いて勉強会を行うなど）、それは被害者問題への地域社会の理解促進をもたらし、副次的被害（2次、3次被害）の減少や防止にも繋がっている。

2004年に遺族の手記をまとめた「おもかげ」を、2012年に「みんなの思い届けて」を刊行した。

2007年「日本精神神経学会『精神医療奨励賞』」受賞

2011年「兵庫県警察本部警務部長感謝状」授与

2012年「兵庫県警察本部本部長感謝状」授与

尚、土師氏と高松氏を始めとして「六甲友の会」の会員の中には、「全国犯罪被害者の会（あすの会）」の会員でもある方も多く、個々人の想いを吐露する場 地域での援助活動を行う場 全国的な権利確立運動の場（国と社会に訴求する）という段階的で連続性のある流れを作っていることから、『被害者主体による被害者援助』の実践の好例となっている。

（文責 本田）

悲惨な交通事犯で最愛の家族を失った遺族や、体や心に深い傷を負わされた北海道の被害者でつくる会です。被害者どうしの相互支援と交流、犠牲を無にせず交通死傷被害絶滅をめざす活動の二つを目的に 1999 年 9 月道警の呼びかけで発足。以来（財）北海道交通安全協会の支援を受けながら活動しています。会員数は約 115 事例の家族で、およそ7割が被害者遺族、3割が怪我をされた方やその家族です。

〒 060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 ノースキャピタルビル 4 階  
Tel.011-233-5130 Fax. 011-233-5135 <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

### 活動内容

**(1) 支援・交流：**月 1 回の例会および世話人会で、自助グループとしての支援、交流を行う。裁判について自主的に傍聴支援。医師や弁護士を講師にしての学習会なども実施。

会報は年 3 回発行。 写真は 2013 年 5 月の総会・交流会



**(2) 事故防止活動：** 被害の悲惨さ、かけがえない命の

大切さを訴えるため、各種会合や中学・高校などでの体験講話の要請に応じている。少年院や免許停止処分者への講話も含め、2012 年度は、86 回、受講者数は 1 万 7 千人。2000 年からの累計は 635 回、受講者数は 12 万人を越える。

また、北海道共同募金会の協力も得て、「いのちのパネル」と小冊子を作成。公共施設等で展示を行い、被害の実相と命の重さを訴えている。2012 年は 28 会場、延べ 173 日間展示。2003 年からの累計では 196 会場、延べ 858 日間の展示。 写真は 2012 年 9 月、札幌駅地下歩行空間



**(3) 公開フォーラム：**被害者の視点から、被害者の権利回復および交通死傷被害ゼロを訴える「フォーラム・交通事故」を毎年開催し、関係機関や市民の方との連携を深めている。

2009 年からは、11 月第 3 日曜日の「世界道路交通犠牲者の日」に連帯し、道や札幌市、そして民間団体の後援や協力を受け、「交通死傷ゼロへの提言・北海道フォーラム」として開催している。

《これまでのテーマ》 「交通事故被害者の現状と願い」(2001 年) 「事業用自動車の事故ゼロのために」(2001 年) 「裁かれるのか、交通犯罪」(2002 年) 「歩行者と自転車の安全を考える」(2003 年) 「高齢者を被害者にも加害者にもさせないために」(2004 年) 「交通事故被害者の尊厳は守られているか～基本法とは～」(2005 年) 「交通事故被害者の尊厳と権利をめざして」(2006 年) 「被害者の尊厳と権利を護るために～基本法制定後の支援のあり方を考える～」(2007 年、諸澤英道講師)

「交通事故被害者の現状と司法制度の課題～被害者参加制度と公正な裁判を考える～」(2008 年) 交通死傷ゼロへの提言「まちと生命を守る、脱・スピード社会」(2009 年、小栗幸夫講師) 同「クルマ社会と子どもたち」(2010 年、今井博之講師) 同「歩行者と自転車の道の革命～車道至上主義から道路交通文化の時代へ」(2011 年、津田美知子講師) 同、シンポジウム「交通死傷被害ゼロのための刑罰見直しを」(2012 年 11 月 18 日 写真)



しを」(2012 年 11 月 18 日 写真)

**(4) 要請活動：**被害者の願いを 26 項目の「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項」としてまとめ、内閣府、警察庁、法務省、国交省に毎年提出。対道要請も行っている。2012 年 8 月には刑法改正について法務副大臣に面談・要望書を提出した。(写真)



## プロフィール

10年前の2003年9月に当時14歳（中学3年）の長女・美紗をトラック暴走の巻き添えで亡くす。同年、北海道交通事故被害者の会に入会。のちに交通事故調書の早期開示を求める会の活動に参加。2008年より同会副代表を務める。また2009年から関東を拠点とする運送会社とともにドライバー等に対し「交通被害者の実態」を知ってもらうための活動を開始。

ホームページ：美紗の命が遺すもの <http://www.ac.auone-net.jp/spirits/>

## 事件概要

2003年9月1日午前7時15分ころ、空知郡南幌町において登校途中だった長女・美紗が自転車で道路を横断し終えたところへ、乗用車を時速95km以上の速度で追い越した大型トラックが制御不能に陥り反対車線へと侵入。



トラックは美紗を撥ね飛ばした後も停止できず、路外逸脱の上電柱を根元から折損させ停止。トラック運転手の「急に飛び出てきた」との供述で、一度は「美紗が加害者」とされたが、事件から2年6か月後、鑑定等により上記事件態様が明らかとなり起訴となるも、下された判決は禁固3年執行猶予5年。

迫りくるトラックを避けようと必死だった14歳の娘の命を奪った死因は、両側側頭骨骨折等による脳挫傷など頭部損傷。口腔内に歯は無かった。

## メッセージ

速度超過、<sup>わだち</sup>轍路面での追い越し、スタッドレスタイヤの使い回しなどの暴走運転により、可愛いわが子の命は無理矢理に閉ざされました。運転手の無謀な運転さえなければ生きていたはずの命なのに、社会は人命を軽視しています。

面識もない人間が美紗に与えた恐怖は計り知れません。親はその恐怖と向き合い続け、この社会でよく言われる、「運が悪かった」「被害者側にも落ち度があるのでは」と言われる交通事犯に対し「事故ではなく犯罪であること」また「交通事故で奪われた命は、寿命でも運命でもない」との訴えを続けています。

美紗の命は生を受けながらも生を全うできませんでした。

遺された家族それぞれが抱いている美紗への想いが活動の糧となりつつも、減らない交通犯罪に無力さを感じる時もありますが、美紗を生かし続けるために、そして美紗の命の犠牲が必ず交通死ゼロの社会を作る時が来ると信じています。

「大切な人が毎日笑顔で帰ってきますように」それが交通犯罪被害者遺族である私からのメッセージです。



## 発言メモ

### 1、交通犯罪被害者への誤解

- ・ 事件内容を把握できると思われている誤った解釈。
- ・ 加害者は必ず逮捕され、すぐに裁判が行われていると思われている
- ・ 金銭に対する無神経な言葉

### 2、遺族の現実

- ・ 突然の死の知らせから、変わり果てた我が子の対面
- ・ 警察対応・検視等で起こるパニック
- ・ 現実理解できないまま執り行われる葬儀に加え、その形式にはめようとする周囲との温度差

### 3、被害者の人権、権利

### 4、徹底的に守られる加害者

### 5、被害からの回復・・・そこから回復するに必要なこと

- ・ ショックを受けて感覚が麻痺している段階・・・「喪失の事実を受容する」
- ・ 怒りを含んだ攻撃的な心理状態の段階・・・「悲嘆の苦痛を乗り越える」
- ・ 抑うつ的で空虚感に支配される段階・・・「対象がない環境に適応する」
- ・ 回復の段階・・・「死者を情緒的に再配置する」

警察や周囲の対応のしかたや言葉遣いから、心理的な影響を大きく受けることが多い。(社会から逃避、殻に閉じこもる、相談せず抱え込むなどなど)

回復の第1歩として、なにより重要なのは「事実を正確に把握すること」

公正な裁判と適正な刑罰が下ることで、家族を失った苦しみは続くが「自責感」は軽減されることから、加害者への正当な刑罰も被害回復の1つの手助けとなる。しかしこれは「被害者感情」とは全く異なることを理解してほしい。

ショック、否認、怒り、回想と抑うつ、受容を繰り返していることを理解するための周囲が理解できるための環境の改善

(しらくら ゆみこ)

## プロフィール

2003年2月12日早朝、次男拓那（高校1年16歳）がアルバイトの新聞配達に向かう途中RV車での飲酒・ひき逃げ事件の犠牲になる。その後「北海道交通事故被害者の会」に入る。

その年の8月12日、拓那の友人、賛同者の力を借りて街頭署名活動を開始。飲酒・ひき逃げ犯をより厳罰化するよう法改正を求める訴えを法務大臣におこす。

2006年「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」発足。共同代表として全国で署名活動をし法改正を訴えている。

\* 飲酒死亡事故を起こした場合、飲酒検査で「危険運転致死傷罪」が適用されるが、救護義務違反を犯してその場から逃げると、飲酒検査から免れ救護義務をした人よりも刑が軽くなる矛盾の是正をもとめて訴えている。

## 事件概要

加害者はお酒を飲む目的で自分の車で運転をして彼女を乗せ午前12時頃札幌のパブへ行った。4時間程で店を出るが彼女を乗せ自分で運転をして野幌まで帰宅途中、野幌高砂駅付近で道路左端を自転車で走行中の息子を確認したがわき見運転で撥ねそのまま逃走。自転車をガラガラと50メートル程引きずり「あれ、撥ねたかな？」と思いUターンをして戻り、倒れている息子を確認。しかしまだ薄暗く人影もなく逃げ切れると思い又Uターンをして息子を確認して逃走した。破損した車を自宅アパートの横の雪山に隠し友人を呼び逃げる計画を立てていた。加害者らが外へ出た時に警官に声をかけられ一斉に逃げて捕まった。

加害者が自供し逮捕されたのは翌日の明け方3時頃だった。同乗者は逮捕されなかった。

加害者は当時28歳で無職。同乗者は30歳の無職で9歳の女の子の母親で生活保護を受けていた。

加害者は「懲役2年10カ月」の刑を受け2年3カ月で出所した。



## メッセージ

白い雪が降り積もる中、通報してくれた方は息子は「白い塊の様だった」と話していた。「助けて！！」と叫ぶことも出来ず一人冷たい雪の上で旅立って行きました。即死と言うことで消防車が出動したと聞きました。

事故後すぐに助けてくれてたら、温かい拓那に触れることができたかも知れない、どんな形でも助かったかも知れないと思うと、犯人の逃げた行為は一生私達家族に恨みを抱かせます。

拓那は毎日前を向いて生きていました。友達からの信望も厚く沢山の素晴らしい友人に恵まれて楽しく一生懸命生きていたのに、何故この様な残酷な死に方をしなければならなかったのか、悔しくて、悔しくて、只只悔しいです。

家を出た時のままの服装でストレッチャーに乗せられ冷たくなった拓那を直視することも触れることも恐怖で出来ませんでした。

あの時の光景と恐怖は10年経った今でも毎日目を閉じると浮かびます。この残酷な日々を私達は生きています。

法改正という目的を持って頑張っただけですが、拓那に恥じぬ生き方をするために始めました。いつか拓那に会えた時「見てたよ。頑張ったね！」と褒めてもらいたいのです。

加害者、被害者を生まない世の中にするために小さいことから始めています。大人が悪いお手本を見せてしまっているこの世の中です。子供たちが正しい考えを持って成長出来るように私達大人がしっかりとしなければならないと思うのです。

理不尽な事故で命を亡くした大勢の若き命を無駄にしたいくはありません。

## 発言メモ

- ・「私達はあなた方の味方です」と言った検事は敵だった
- ・茶番な刑事裁判
- ・国が守っているのは加害者です。
- ・民事裁判で初めて事実が分かることの怒り。
- ・身内の言葉に沢山傷つけられる。
- ・悪気ない他人の言葉で傷ついても我慢している辛さ。
- ・子供を亡くす事は恐怖の何物でもない。(正常でいるはずがないことを理解して頂きたいのです)

(たかいし ようこ)

## プロフィール

昭和59年4月、大学卒業後農業機械メーカーに入社。平成10年11月に会社を退職して司法試験の勉強を始めました。その後、行政書士、社会保険労務士を経て、平成16年11月司法試験に合格。司法修習の後、平成18年10月に弁護士登録。平成20年6月に円山・参道前法律事務所を設立しました。

札幌弁護士会に所属し、平成23年度から犯罪被害者支援委員会の副委員長を務めています。また、北海道交通事故被害者の会の副代表も務めさせていただいております。

## 事件概要

事件当時、私達は千葉県柏市に住んでおりました。平成10年2月の夕方7時ころ、妻は、自転車で買い物に出かけました。その帰り道、右折してきたトラックに跳ねられて、頭を強く打って脳挫傷となり、意識不明の重体となりました。その後、10日ほど植物人間状態のまま、2月14日に死亡しました。

加害者は、事故歴、違反歴複数ありましたが、50万円の罰金刑でした。



## メッセージ

交通犯罪のほとんどは、故意犯（死傷の結果を望んだ犯罪）ではなく、過失犯（死傷の結果を望んでいないが、操作ミスなどによって結果を招来した犯罪）です。このため、刑罰が故意犯に比べて軽いという実態があります。

また、交通犯罪に関しては一般的に、「加害者も運が悪かった。」という風潮が蔓延しており、現状追認に拍車をかけています。

こうしたなか、被害者遺族は、被害者の尊厳を守るため、何を考えて何をしているのか、この点を明らかにしたいと考えています。

## 発言メモ

- 1 事件の概要
  
- 2 事件後の遺族の状況
  
- 3 交通犯罪遺族と刑事裁判 （後掲の資料9「刑事訴訟法（抜粋）」参照）
  
- 4 交通犯罪遺族と民事裁判

（ないとう ゆうじ）

## プロフィール

1973年より道立高校理科教諭。2010年3月定年退職。

1995年、17歳の長女が交通死。1999年9月設立の「北海道交通事故被害者の会」の発起人代表を務め、2000年から同会代表。2010年から全国18の団体で構成する「犯罪被害者団体ネットワーク」(ハートバンド)の代表。他に、道内の教員を中心に研究実践を行う「スローライフ交通教育の会」の活動も2000年以来続けている。

ホームページ、<http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/> (交通死、遺された親の叫び)

## 事件概要

1995年10月25日17時50分、千歳の市道。高校2年生の長女千尋(ちひろ、写真)は、学校帰りの歩行中、カーラジオ操作に気をとられ前方不注視のまま疾駆してきた35歳女性の運転するワゴン車に後ろからはねられ、頸椎骨折等で即死させられた。加害者への裁きは、禁錮1年・執行猶予3年というあまりに軽いものであった。



## メッセージ

長女は、重大過失の加害者によって、わずか17歳で人生を閉じさせられました。公道で、何のいわれもない人に、何の落ち度もないのに突然命まで奪われるという、まさに「通り魔殺人」的被害。しかし、人命軽視の麻痺した「クルマ優先社会」は、「事故だから、ある程度の犠牲は仕方ない」「運が悪かった」とばかりにこれを容認し、同様被害は今も甚大です。

長女の無念を思う「遺された親」の悲嘆は18年経っても全く変わりません。世をはかなみ、抜け殻になりそうな自分を感じながら、「命の尊厳」「交通死傷被害ゼロ」「被害者の視点と社会正義」「脱・スピード社会とスローライフ」をキーワードに、必死に生きています。亡き長女からいつも「私がどうしてこんな目に遭わなくてはならなかったの?」「私がその全てを奪われたこの犠牲は報われるの?」と問いかけられているような気がするからです。

被害の実相を知って下さい。こんな悲しみ・苦しみは、私たちが終わりにして欲しいと強く願う被害者・遺族の叫びを聴いて下さい。

心の中の長女とともに訴えます。本来「道具」であるべきクルマが結果として「凶器」になるということは本来あってはならないことです。交通犯罪を決して許さず、交通死傷被害ゼロの社会を共に創りましょう。

## 発言メモ

### 1 被害者の尊厳と権利のための課題・・・被害者の視点からの社会正義を

2004年の犯罪被害者等基本法以来、刑事裁判への被害者参加など権利回復の法律や制度は進展。しかし、それが根付くにはなお課題山積。現時点で、日本における被害者が真に権利主体となる社会はどんな社会か、国連の被害者人権宣言（資料4参照）を基本に、再度明らかにする必要がある。

国民の正しい被害者理解が「正義」と「安心」の社会を創る。犯罪被害者等基本法の理念と被害者理解を社会のすみずみにまで広げ深めることが大切。

人権意識の希薄な日本の歴史的課題でもあるが、被害者の発言が「被害者感情」という言葉で括られ、理性的でないものと曲解されたり、被害者に何か落ち度があったから被害にあったのではないかというような偏見からの解放が求められる。

被害者等の権利は、「新たに獲得」というものではなく、そもそも在る自然権の「回復」。

被害者理解の基本に崇高な生命倫理を置くこと。人命と「利便性」を同列に論じるクルマ優先の社会風潮を改めることは大きな課題。交通死傷事件を「事故」（アクシデント＝偶発事故）として軽く扱ってはならず「交通犯罪」というべきである。

「北海道交通事故被害者の会」の名称は、設立準備会で「交通『犯罪』被害者の会」とすることが決められたが、当時は賛同されなかった。

被害者の尊厳と権利にとっての前提問題でもある（事件の真相等を）「知る権利」の確立は、今なお切実な課題である。また、刑事手続への被害者参加制度を、多岐にわたる被害者の権利回復の課題の基点と位置づけるべきであり、そのためにも公判前整理手続への被害者側参加などの改善は重要。

### 2 体験談講話後の高校生の感想文から

「今回のこの貴重な講演の中で、命の大切さとともに、クルマの危険性をあらためて強く感じたわけですが、もっと感じたことは、日本の社会自体を変えなければいけないのということです。交通事故が起こる要因として、加害者のクルマと人命への軽視が前提にあるのはもちろんですが、そういった人たちを産み出している社会、それを受け流すかのような刑罰の軽さなどによる国の対応、それらが背景に大きくあるように思いました。死亡事故は、人が人を殺めているのではなく、国や社会が人を殺めているのではないかと痛感致しました。

一人一人が“命”について知り、理解した上で、利便性ではなく、人も尊重した日本や世界をつくり上げていくことが何よりも大切であると思いました。前田さんの娘さんをはじめとする交通事故で亡くなられた尊い命が報われる社会や国に成っていくことを願うとともに、私たちが作り上げていかなければならないと、今を生きる私たちの責任を強く感じました。

（2012年10月11日 苫小牧西高3年女子）

### 3 知って欲しいこと・・・身体犯被害の96.5%は交通死傷

一般刑法犯死傷

2011年において生命・身体に被害を受けた人の数は、89万0711人。  
このうち96.5%は、道路交通の死傷。（H24年版「犯罪白書」より）

交通死傷総数 = 85万9105人

（死者 6,741人 + 負傷者 85万2364人） 死者数は厚生統計

殺人等一般刑法犯死者：967人 同負傷者：3万0639人

（まえだ としあき）



## 資料1 略年表

|       |   |
|-------|---|
| 1980年 | 犯罪被害者等給付金支給法成立                                  |
| 1985年 | 国連「犯罪及び権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」資料4             |
| 1998年 | 全国被害者支援ネットワーク設立                                 |
| 2000年 | 1月 全国犯罪被害者の会（あすの会）設立 p2                         |
| 2000年 | 犯罪被害者保護二法                                       |
| 2003年 | 10月 全国の犯罪被害者団体が全国被害者支援ネットワーク主催の全国大会に初めて集う（14団体） |
| 2004年 | 12月 犯罪被害者等基本法制定 施行は2005年4月 資料7                  |
| 2005年 | 犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が全国大会を共催（以降毎年開催）           |
| 2005年 | 12月 犯罪被害者等基本計画を閣議決定                             |
| 2006年 | 第1回目の犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）                      |
| 2007年 | 6月 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑訴法等改正（被害者参加制度と損害賠償命令制度） |
| 2007年 | 11月 犯罪被害者団体ネットワーク（18団体）が、単独で「犯罪被害者週間全国大会」を開催    |
| 2008年 | 12月 刑事裁判における被害者参加制度実施 資料10                      |
| 2010年 | 4月 公訴時効制度の改正（死刑については公訴時効撤廃）                     |

は被害者団体に関すること

## 資料2 被害者等の権利とは

知る権利：なぜ事件が起こり、どのようにして被害に遭ったか。裁判、加害者の処遇などについて知る。

司法手続に参加する権利：公正な捜査と真実に基づく公正な裁き。そのために被害者も当事者として参加できる。

被害から回復する権利：二次被害を受けない。謝罪・損害賠償・国からの支援など。

## 資料3 被害者が受ける二次・三次被害とは

一次被害：当初受けた被害

二次被害：「制度や刑事施設や人々の反応を介して被害者に現れる被害」（国連犯罪防止会議の専門家会議による）

捜査機関や司法、報道機関などマスメディア、ときには医療・福祉等の関係者や知人、近隣者など、被害者に接触する人と機関すべてによるもの。

三次被害：PTSD（心的外傷後ストレス障害）など、被害経験に由来する本人自身の精神と身体状況の悪化や生活困難が長期化したもの。



#### 資料4 国連被害者人権宣言(抜粋)

---

##### 犯罪及び権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言

「1985年(昭和60年)第7回犯罪防止および犯罪者の処遇に関する国際連合会議および同総会」で採択。(以下、「被害者のための正義 国連被害者人権宣言関連ドキュメント」 諸澤英道訳著、成文堂 より引用、抜粋)

##### 司法へのアクセスおよび公正な取り扱い

第4条 被害者は、その尊厳に対して同情と尊敬の念を持って扱われなければならない。

被害者は、受けた被害について、国内法の規定に従って、司法制度にアクセスし、速やかな被害回復を受ける権利がある。

##### 被害補償 (Compensation)

第12条 犯罪者またはその他の原因者から十分な補償が得られない場合には、国家は、(中略) 経済的補償を行うよう努力しなければならない。

第13条 被害者に対する補償のための全国的な基金を創設し、強化し、拡充するように努力すべきである。必要な場合には、同じ目的のために、被害者の国が補償できる状態にない場合にも補償するような、その他の基金を創設することが望ましい。

##### 被害者援助 (Assistance)

第14条 被害者は、政府、ボランティアによる機関、コミュニティに基礎をおく機関、および地域固有の機関などから、物質的、医療的、精神的、社会的に必要な援助を受けることができる。

第15条 被害者には、健康サービス、社会福祉サービス、およびその他の関連援助が利用できることを知らせなければならず、しかも、そうした制度がすぐに利用できるようにしておかなければならない。

第16条 警察、司法、保健、社会サービス、その他の関係担当者は、被害者のニーズに敏感に対応し、適切かつ迅速な救援を行うためのガイドラインを被害者のニーズに適応できるように、トレーニングを受けなければならない。

#### 資料5 被害者のための正義に関するハンドブックより

---

(Handbook on Justice for Victims、1995年12月から98年2月に作成)

「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」を導入し適用するために (以下、前記「被害者のための正義」諸澤英道訳著 より引用、抜粋)

##### 第 章 被害者に対する第一線専門家たちの役割と責任

###### A. 警察と被害者援助

目標：被害者援助の考え方と実行方法を、警察の通常の方針と業務の中に採用すること

## 2. 被害者に対する警察固有の役割と責任

必ず実行しなければならない任務としては、次のようなものがあるが、これに限定されるわけではない(抜粋)

- ・警察の手続きと捜査の進め方について説明する。
- ・証拠の保全方法に関する情報を被害者に提供する。
- ・犯罪被害者の権利および被害者補償の利用に関する情報を被害者に提供する。
- ・緊急援助を提供するコミュニティの機関や経済援助に関する情報を、直ちに被害者に(口頭や書面で)紹介する。
- ・最初の応答から 24 時間ないし 48 時間経った段階で、援助を求めたのかどうか、あるいは援助を受けることができたのかどうかを確認するため、必ず被害者に電話連絡するか、直接訪問する。
- ・被害者の所有物を安全に保管し、犯罪のために被害者の安全が脅かされている状況にはないことを保障する。
- ・緊急介入や初期の精神的支援を迅速に提供したり、適切な援助を紹介する。

## 3. 警察官のトレーニング

個々の警察官は、「被害者」の定義を理解し、現地の法律と状況に応じて、「(国連被害者人権)宣言」の要求条件を理路整然と適用できるようになることがきわめて重要である。

(中略)警察官はまた、次の事項に関連して、必要が生じた場合には、警察機関の方針を理路整然と説明できなければならない。

- ・被害者の定義
- ・被害者の扱い
- ・被害者援助の利用
- ・被害者に提供すべき各種手続きに関する情報
- ・所有物の返却
- ・死亡通知
- ・裁判所費用の回収と返済
- ・最初に接触した人物、パトロール警察官、捜査官、監督官が行うべき次の手法

## B. 検察官と被害者援助

目標：被害者援助についての哲学とその実践法を、通常の検察政策と実務の中に組み込むこと

### 1. 検察官、法的扶助の提供者および被害者を援助する被害者擁護者のための戦略と実施要綱

多くの国では、検察官を中心とする被害者援助プログラムを導入している。その目的や対象となる被害者の数、援助サービスの提供方法、その規模、資源のレベルは多様であるが、基本的な使命は同じである。すなわち、いかなる被害者・証人に対しても、尊厳、同情、尊敬の念を持って接し、制度による二次被害が起こらないように努めなければならない。

(中略)被害者には、公判に出席したり、参加したりする時の援助のほか、脅迫や危害からの保護、刑事司法制度とそこでの妥当な役割に関する基本的な対応指導なども必要である。また、検察機関は、適切な被害者援助プログラムや被害者補償プログラムを紹介する必要もある。

(中略)被害者の権利を法律で保護している国においてさえ、検察官には法律に盛り込まれている権利と基本的サービスが無視されないように監視する責任がある。

## C. 被害者のための正義における裁判官の役割

目標：被害者には刑事司法手続きのあらゆる段階において、考慮すべき合法的利益があることについて、裁判官の認識と理解を促すこと

### 1. 被害者の権利に関する裁判官に対する勧告

#### (e) 被害者の参加

現行法の下で可能な場合には、被害者は、次のように、裁判手続きのすべての段階に参加し、妥当である場合には検察官を通じて情報を提供され、あるいは宣誓や証言をすることを認められなければならない。

- ・ 審理前の釈放ないし保釈聴聞
- ・ 裁判手続きのスケジュール決定
- ・ 裁判手続きの継続または延期
- ・ 抗弁や量刑が行われる場合には、それに関する交渉
- ・ 量刑（の判断）
- ・ 妥当であれば、被害者と犯罪者の調停

#### (f) 被害者に同伴する人物

被害者の参加を促すためには、可能であれば、被害者の支援者には法廷に同席してもらう必要があり、量刑前の被害者影響陳述書の提出を考慮すべきであり、また被害者およびその家族の法廷への出席を認めるべきである。

### 2. 裁判官の教育とトレーニング

すべての法律学校では、被害者に関連する問題に対応するためのトレーニングが不可欠な要素であり、資格試験に採用すべきである。また、裁判官には犯罪被害者のニーズ、サービス、法的利害関係などを扱う現行のトレーニングプログラムへの参加を促す必要がある。

## G. メディアの専門家

目標：メディアの専門家の被害に対する感受性を高め、被害者問題に対する意識を向上させる。

### 1. メディアのためのトレーニングプログラム

被害者に配慮した犯罪や被害のメディア報道に関するジャーナリストの専門的トレーニングを、会議や個々のニュース室の現場で実施する必要がある。

### 2. 被害者に配慮したメディアの倫理コード

ニュースメディアに求められることは次のような点である（19項目から抜粋）

- ・ 殺人事件以外の犯罪については、被害者の年齢と発生場所だけを明らかにし、被害者の名前と住所（通りや街区）は報道しない。
- ・ 子どもの被害者の身元は公表してはならない。
- ・ 死亡した被害者、遺体運搬袋、重傷被害者の姿などの写真の公表や放映は控えなければならない。
- ・ 飲酒運転事件(incidents)では、飲酒が一つの原因と断定されているかどうかに関係なく、事故(accidents)ではなく、「衝突(crashes)」または「犯罪(crimes)」と表現すべきである。

資料6 日本の主な被害者援助(運動)の経緯 (文責 本田)

日本では近年まで、被害者は耐え忍ぶことを強いられた「忘れられた人々」であり、司法の蚊帳の外に置かれていた。

1966(S.41)年 一人息子を通り魔に殺された「町工場のオヤジさん」市瀬朝一氏が、息子の最後の「悔しいよ、父さん。仇を討ってくれよ」という言葉を胸に、全国を回って「殺人犯をなくす」ことを説き始める。

やがて、同志社大学の大谷教授ら協力者を得て「犯罪被害者の補償を促進する会」を結成し、街頭署名や募金活動などを通して被害者の実情を訴える。

1974(S.49)年8月30日 昼過ぎ、東京丸の内の三菱重工ビル玄関前で時限爆弾が爆発し、通行人8人が死亡、385人が重軽傷を負う(東アジア反日武装戦線・狼による連続企業爆破テロのひとつ)

1977(S.52)年 市瀬氏が病死するも、その3ヶ月後に政府は「補償制度」創設のための調査費を計上した(尚、市瀬氏をモデルにした木下恵介監督の映画「衝動殺人・息子よ」は79年に公開されている)

1980(S.55)年 市瀬氏らの活動と「三菱重工ビル爆破事件」を受け「犯罪被害者等給付金支給法」成立

しかしながら、この「犯給法」はあくまで「見舞金的性格の一時金」であって、「補償制度」ではなく、2000年以降に二度にわたって支給金額と適用範囲の拡大がなされたものの、その「性格(システム)」は現在も変わっていない。

一方で、世界的な動きでは、すでに1950年代末にイギリスで「被害者のための正義」を標語とした被害者運動が始まり、欧米(先進国)に広がった。

そして、1963年にニュージーランドで、翌64年にはイギリスで「補償制度」が始まり、70年代中頃までに約40ヶ国が同様の制度を創設している。

世界の大まかな流れを年代でまとめると、50年代に被害者運動が始まり、60年代に相次いで「補償制度」を創設、70年代は被害者運動が活発化し、民間の援助団体の設立が進む、80年代は法律の整備(例えば、85年の「国連被害者人権宣言」を受け、イギリスでは90年に刑事手続の中で被害者の権利を保護することを明示した「被害者憲章」を制定)90年代は過去の施策の点検と評価が行われている

日本は、80年の「犯給法」成立以前は市瀬氏の活動のみで、成立以降のおよそ10年以上は何も動きのない「空白」だった。

その「空白」の最中の85年に日本も賛成して「国連被害者人権宣言」が採択されたが、その5年後(イギリスでは「被害者憲章」が制定された年)に、世界の流れに逆行するかのような最高裁の判断が示されている。

「犯罪の捜査及び、検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし、損害の回復を目的とするものでなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職務発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである」

1990(H.2)年2月20日 第三小法廷判決(判例880号)

1990(H2)年 「日本被害者学会」設立

1992(H4)年 「常磐大学」の諸澤英道教授による「日本の被害者支援を考える会」発足

1995(H7)年 「阪神淡路大震災」「地下鉄サリン事件」

同年、諸澤教授を中心に「水戸被害者援助センター」設立（日本初の民間ボランティアベースの援助団体で、現在は「いばらき被害者支援センター」）

上記に前後して、民間の相談室設置や自助グループの結成がいくつかあった

1996(H8)年 警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、全国の警察に通達

同年、「警察庁官房給与厚生課犯罪被害者対策室」設置

1997(H9)年 「神戸連続児童殺傷事件」「弁護士婦人殺害事件」

1998(H10)年 「全国被害者支援ネットワーク」設立

同年、「大阪看護師殺人未遂事件（95年）」の被害者の夫、林良平氏が「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」を設立（後に「全国犯罪被害者の会（あすの会）」に繋がる。林氏は2代目代表幹事となり、現代表幹事代行）

1999(H11)年 「山口県光市母子殺害事件」「桶川ストーカー殺害事件」「池袋通り魔事件」「京都てるくはのる事件」

同年、「児童買春・児童ポルノ法」公布

同年、政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置

2000(H12)年1月 「全国犯罪被害者の会（あすの会）」設立

同年は「愛知豊川市主婦殺害事件」「佐賀西鉄バスジャック事件」「大分一家6人殺傷事件」「兵庫タクシー運転手強盗殺人事件」と、凶悪少年事件が相次ぐ

同年、「被害者保護関連二法」「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」「改正少年法」公布

2001(H13)年 「大阪池田小学校殺傷事件（児童8人死亡）」

同年、「改正犯罪被害者等給付金法」「DV防止法」「危険運転致死傷罪」公布

2002(H14)年1月 「ひょうご被害者支援センター」設立（後に法人化）

2003(H15)年2月 「あすの会」が全国での街頭署名活動を開始し、7月には幹事らが小泉首相と面会

同年、被害者援助活動を行う14団体が「全国被害者支援ネットワーク」主催の全国大会（東京）に集う

そして、市瀬氏の活動から 38 年、「国連被害者人権宣言」から 19 年。

2004(H16)年12月1日 被害者の権利を明記した『犯罪被害者等基本法』成立（翌 05 年 4 月 1 日施行）

「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」（前文）  
「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（第 3 条）

同時に、内閣府に官房長官を長とする「犯罪被害者等施策推進会議」を設置  
また、凶悪・重大犯罪に対する罰則強化や公訴時効期間の延長などを盛り込んだ「改正刑法・刑事訴訟法」も成立

2005(H17)年 「犯罪被害者等基本法」が定めた「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定

「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。」  
（基本計画 重点課題の 「刑事手続への関与への取組」より）

2006(H18)年 第一回「犯罪被害者週間」の実施（11 月 25 日から 12 月 1 日）  
同年より、「犯罪被害者白書」刊行

2007(H19)年6月 刑事裁判への『被害者参加制度』と、刑事裁判で賠償請求が行える『損害賠償命令制度』、さらに、性犯罪被害者の法廷での保護と公判記録の閲覧謄写範囲の拡大を盛り込んだ「刑事訴訟法改正案」が成立  
同年、「闇サイト殺人事件」

2008(H20)年 被害者らの審判の傍聴を認めた「改正少年法」、「オウム真理教犯罪被害者救済法」、「改正犯給法」、犯罪被害者国選弁護人制度を盛り込んだ「改正総合法律支援法」が成立

2009(H21)年5月 「裁判員制度」開始  
同年、第 13 回「国際被害者学シンポジウム」が水戸市で開催（主催「世界被害者学会」、共催「常磐大学」、後援「内閣府・法務省・警察庁など」、8 月 23 日から 28 日）

2010(H22)年 殺人罪の公訴時効の廃止を盛り込んだ「改正刑事訴訟法」成立

2011(H23)年 「第二次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定

## 資料7 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

#### (基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるもの



とする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資

するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行

## 資料8 法制審議会刑事法部会での岡村勲氏の発言より

(2007年10月3日、第1回会議 法務省HPの議事録より)

「まず基本的な考えですけれども、被害者が参加すると言いますが、これは当然のことだと思っております。自然状態においては、危害を加えられたものは反撃するという権利は当然にあったわけです。ところが、復讐が復讐を呼ぶと社会の平和が乱れるということで、刑罰権は国に信託譲渡したと社会契約説では説明されております。我が国の憲法もその社会契約説にのっとってつくられております。刑罰権というものを国に信託譲渡しますと、当然そこで裁判所というものを国はつくることになる。そうすると、自分で行使した刑罰権というのは、訴追権という格好で自然権として残るわけなんです。だから、刑罰は自分では科せないけれども、裁判所に向かって、「この男にこんな犯罪を受けました。調べてください、証拠があります」というところは自然権として残っていなければおかしいと思うんです。そこまで国に被害者は譲った覚えはない。だから、訴追権というのは当然私は自然権として被害者に残っていると思います。

(中略)

自然権として訴追権は被害者の手に残っていると思うんです。問題はどこまで国が代行するのかということであって、被害者にどこまで参加させてやるかとか、権利を与えてやるかとか、これは全く逆転した議論であります。被害者が本来裁判所に向かって刑罰権の発動を求めているのをどこまで国に、検察官に譲ってもらえるかという点から議論すべき問題だと私は思います。それが今の制度では、刑事司法は公の秩序維持のためで、被害者のためではないと言っている最高裁判決は、憲法違反である、信託譲渡契約違反であると思っっているわけであります。」

## 資料9 佐藤直樹氏の論説より(抜粋)

「北海道新聞」2012年7月13日、「各自核論」より

近代刑法貫く「意思責任」結果軽視の弊害修正を

佐藤直樹 現代評論家

意外に思われるかもしれないが、近代以前のヨーロッパでは「結果責任」といって、故意だろうが過失だろうが、「人の死」という結果があれば刑罰は同じだった。なぜならば当時、犯罪は共同体の人的つながりを危うくする「困った状態」であり、刑罰とはその状態を修復し、元に戻すことであって、個人の事情は一切考慮されなかったからである。

(中略)

かりに近代以前の「結果責任」の原理がつかぬかれれば、ドライバーが人をはね殺すたびに重罪では、恐れて自動車に乗るものはいなくなり、自動車産業が成り立たず、産業全体の発展が阻害されることになる。つまり過失を軽く処罰するという近代刑法の「意思責任」の原理は、資本主義的な産業交通や鉱工業の発展の必要性から生まれたというのだ。

「世間」は厳罰化をもとめている。危険運転致死傷罪の適用のみならず、いま必要なことは、こうした結果の重大性を軽視する近代刑法の「意思責任」の原理を、「結果責任」の観点から修正してゆくことであろう。

さとう・なおき 51年仙台市生まれ。九州工業大学大学院教授。専門は世間学、刑事法学。著書に『『世間』の現象学』『なぜ日本人はとりあえず謝るのか』など。

### 第三節 被害者参加

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

- 一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- 二 刑法第七十六条 から第七十八条 まで、第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪
- 三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（第一号に掲げる罪を除く。）
- 四 前三号に掲げる罪の未遂罪
  - 2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
  - 3 裁判所は、第一項の規定により被告事件の手續への参加を許された者（以下「被害者参加人」という。）が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならない。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手續への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

第三百十六条の三十四 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができる。

- 2 公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。
- 3 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。
- 4 裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。
- 5 前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百十六条の三十五 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

第三百十六條の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

2 前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を發することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を發することを許すものとする。

2 前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

2 前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

4 第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

第三百十六條の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百十六條の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

- 2 前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認めると至つたときその他その者を被害者参加人に付き添わせることが相当でないとして認めると至つたときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。
- 4 裁判所は、被害者参加人が第三百十六條の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。
- 5 裁判所は、被害者参加人が第三百十六條の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。